

入院時食事療養（Ⅰ）について

2025年4月1日～

住民税課税世帯（※ 1）			5 1 0 円
住民税非課税 世帯の場合	過去 1 2 ヲ月以内の 入院日数	9 0 日迄	2 4 0 円
低所得Ⅱ		9 1 日以上 （※ 2）	1 9 0 円
低所得Ⅰ			1 1 0 円

※1 指定難病患者の方など、一部の方については300円の場合があります。

※2 長期（90日を超える）入院をしている場合の負担額の変更には申請が必要です。